

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については、討論を省略し、委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十七議案第二十六号市道路線の認定

についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第二十六号市道路線の認定についての審査報告をさせていただきます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案の認定路線は、第四小学校の南側に位置し、延長八十四メートル、幅員四メートルの道路を新たに市道として認定しようとするもので、当委員会としては現地をつぶさに視察し、審査を行ったわけでありすが、本案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告により御決定ください。

ますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君より、本案は委員会審査報告により可決される旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時 一分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八陳情第二号登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でございますので、陳情第二号登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書について、審査報告とさせていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件は、昨年の三月の定例会最終日に当委員会に付託された後、慎重に審査を続けたわけであります。途中、昨年の十二月定例会にその間の経過についてすでに報告をしておりますので、若干重複する部分もあるかと思いますが、御容赦のほどを賜りたく存じます。

詳細につきましては、その御報告を御参照賜ふことにして、本日は経過の大概を申し上げさせていただきます。少々長くなるかと思いますが、御容赦のほどをお願い申し上げます。

まず第一回目の審査は、五月二十二日に行いましたが、理事者側にも陳情者が参り話し合ひいただいた内容が報告されてきましたが、それによると、陳情の趣旨としては、市の予算において直接雇用してほしいということであるということであり、具体的には、労務単価としては一日八千円とパート賃金との関係もあり、当面は市発注の業者で極力雇用してくれるように努力するということで、陳情者側とは別れたということでありました。

また、東京都における設計労務単価は、普通賃金が一日八千五百八十円、軽作業賃金が七千五百六十円となっているということで、他市ではすでに立川市、国立市では直接雇用をしているということでもあります。

このような報告や説明があり、委員中より、市におけるパート賃金一日約四千円、高齢者事業団でも同程度でやっており、十分研究する必要があるということに継続とした次第であります。

続いて、六月十三日において、委員より、その後の市の対応について発言があり、それによると、各市の受け入れが直接雇用しているところ、あるいは業者を通じて雇用をいたしている市等、いろいろあり、受け入れる場合に、当市では、賃金の額、条例、規則等の関係で直接雇用は困難な問題が多いので業者を通じて百日分を雇用してくれるようにしたいというものであります。

他市の状況としては、立川市、国立市、日野市、小金井市、青梅市、多摩市、羽村町が採択し、その中には趣旨採択も含んであります。八王子市では、こうした問題は市として雇用する問題ではないということ

で不採択、それに東大和市でも不採択ということになりました。
委員より、さらに調査する必要があるとして継続となった次第であります。

続いて、七月十一日に第三回目の審査を行い、他市の状況として、新たに武蔵村山市、府中市、昭島市、小平市で採択、東村山市では不採択となった旨の報告があり、同日も継続し、次に九月十七日において、国分寺市、稲城市で採択となった旨、報告がなされ、同日も継続となった次第であります。

続いて、十月十九日に五回目の審査がなされ、他市の状況としては、本陳情書が出されている十市において、趣旨採択を含めて十三市が採択、不採択が三市、継続一市という状況で、委員から、理事者の受け入れについての考えがなされ、市としては陳情者側の要望する賃金と市の賃金とは間差が大きく、臨時職員の制度はとっていないので、予算化して直接雇用とするのは問題とされている。

このような説明があり、委員会としてはさらに継続して審査することに

決定した次第であります。

さらに、十二月十六日におきましては、委員より、すでに長期間調査研究してきた問題であり、対象人員も限られている。もっと陳情者の状況を考え、採択すべきであるという意見、また、陳情内容を検討すると市で予算化して直接雇用するところという問題があり、また、陳情者の人たらのみならず、一般の失業者救済についても公平に考えなければならぬ問題であり、本件はさらに継続願いたいという意見も出されたので、起立により採決したところ、賛成多数で継続となった次第であります。

続きまして、三月十九日に第七回目の審査を行ったわけですが、委員より、本陳情はいろいろむずかしい問題もあるので不採択とすべきであるという意見と、こうした陳情者の立場にならざるべきであり採択すべきであるという意見が出されたので、最終的には採択について起立により採決いたしましたところ、賛成少数で本陳情書は不採択となった次第であります。

よろしく慎重御審議をいただきます。当委員会報告より御決定くださいますようお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

本陳情第二号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。これより陳情第二号について起立により採決いたします。お諮りいたします。

陳情第二号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立少数であります。よって陳情第二号は、委員会報告のとおり不採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十九陳情第六号失業対策事業の改

善と公的就労事業に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名によりまして、陳情第六号失業対策事業の改善と公的就労事業に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件につきまして、審査の過程におうまして、十二月の定例会において経過報告を申し上げておりますことを申し添えておきます。

本陳情書は、三項目の内容をもった陳情書でありまして、一、失業者のための公的就労事業の確立。二、現行の失業者就労事業の抜本的改善。三、退職金制度の確立。この三項目について関係行政機関に意

見書を提出してほしいというものであります。

本件は、昨年九月の定例会において付託されたわけですが、まず、九月十七日の委員会においては当中における失対労務者の現況と国の方針について委員から発言がありました。当中の労務者は現在八名登録されておるが、一名は入院中であるということ、労務者の平均年齢は六十八歳と高齢で、最高は八十二歳であるということであります。また、本事業は、昭和二十四年に失業対策法ができ、東京部の委任事務として市が行っているが、昭和四十六年に法が改正されて、新規就労は禁止されているという状況になっているというものであります。

また、東京部におきましては、退職者には支度金として一人五十万円を支給するという制度もあったが、現在は期限切れとなっている。失対の賃金は甲事業が一日三千二百円、乙事業が六千二百円となっており、当中は軽作業の甲となっている。

このようは説明があり、委員より、調査、研究のための継続したいとの発言があり、委員会としては継続と決定した次第であります。

次に、十月十九日におきましては、他市の状況として、採択が六市、継続が二市一町ということでありましたが、今後也十分調査、研究をする必要があるとして継続となり、さらに、十二月の十六日の委員会においては、国における動向について委員から発言があり、理事者側から、十二月に労働大臣の私的諮問機関である失業対策制度調査会が報告を出し、基本的には本事業は終息を図るべきであるということ、昭和四十六年には法改正によって新規就労の受け入れは禁止されているという状況である旨の説明があり、委員から、国の方針との絡みもあり継続したいとの発言、また、来る不況に対応するためにも、こうした人たちの権利を守るために採択すべきであるという発言があり、継続について起立採決いたしましたところ、賛成多数で継続となった次第であります。

さらに、三月十九日におきまして、委員から、本件はむずかしい問題でもあり、不採択とすべきという意見と、こうした人たちの温かく見てあげるべきであり採択とすべきであるという意見が出されましたので、採択について、起

立により採決したところ、賛成少数で本陳情書は不採択と決定した次第であります。

よろしく慎重御審議を賜りまして、当委員会報告により御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

本陳情第六号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。これより陳情第六号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第六号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林菊三君） 起立少数であります。よって陳情第六号は、

委員会報告のとおり不採択と決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第二十請願第一号大型店等の新規出店と営

業活動の規制強化に関する請願書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指図でございますので、請願第一号大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する請願書の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（請願審査報告書）別添参照

本請願は、中小小売業者の育成のために大型店の出店を届け出制から許可制にし、都道府県の権限の拡大をすることの二点について意見書を提出してほしいという内容であります。冒頭において、現行の大規模小売店舗法について、担当課長より説明を受けたわけですが、市町村にお

これは商業活動調整協議会で協議し、東京都では、面積五百平方メートル以上、一千五百平方メートル以下の場合に大規模小売店舗審議会、国では一千五百平方メートル以上を大規模小売店舗審議会に協議するということで、また、法律第五条におきき届け出制となつてゐるということです。

委員から、市の商業活動調整協議会の力関係について発言があり、出店そのものは制止できないが、面積の縮小、開店日数、開店時間等について条件をつけることになるということで、余力は少ない。

さらに、こうした大型店舗が出店すると、中小小売業者も苦しくなり、いままでいろいろ調整協議会を通じて運動してきたが、今回は全国的な運動として行くということで、本件は採択すべきであるという意見が出され、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の報告であり、御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は、委員会報告であり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて請願第一号は、委

員会報告であり採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十一議案第二十九号昭和五十五年度福生

市一般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生田国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) それでは、議案第二十九号昭和五十五年
度福生市一般会計補正予算(第八号)につきまして、提案理由とその内
容について御説明申し上げます。

予算内容に入る前に、今回の補正の骨子を御説明申し上げます。今度の補正予算は、御案内のとおり、五十六年度当初
予算におきまして御審議いただきました土木費における西住宅地区周
辺排水事業を五億九千四百九十三万一千円の子定としておりましたが、
このたび防衛庁、あるいは大蔵省との計らいによりまして五十五年度に繰り
上げて実施でうることにいたしましたので、その関係による補正と、それから、
今回、地方交付税の決定がなされました関係上、その財源を仮称第八
小学校建設基金に積み立てをし財政措置を行い、また、今回の予
算におきまして、議員各位の御理解を賜り、三月期期末勤勉手当
として一律分職員一人二千円を支給したいというのが今回の主たる補正
でございます。

次に、予算書によって御説明申し上げます。

まず、一ページをお開きいただきたいと思います。

第一条におきまして六億九千八百七十九万六千円を追加し、歳入歳出がれ
ぞれ百一億七千七百四十五万一千円と定めようとするものでございます。

なお繰越明許費の補正、それと、第三十二条の債務負担行為につい
ては後ほど御説明申し上げます。

それでは、二ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について申し上げます。

まず、地方交付税につきましては、このたび地方交付税が決定され、また普
通交付税の追加配分があり二億四千二百四十六万七千円を追加いたしまし
て、地方交付税総額十三億六千三十三万三千円と相なりますが、今回の
補正額の内訳といたしましては、特別交付税が二億四千七十七万七千円と普
通交付税の追加配分が二百二十九万九千円と相なります。また、本年度の地
方交付税につきましては、普通交付税が十億七千七十五万六千円で、特別
交付税につきましては二億九千九百七十七万七千円であります。
次に分担金及び負担金でございますが、そのうちの負担金につきましては、

これは土木費負担金でありまして、西住宅地区周辺排水路整備事業に
対する一般負担分で、今回の八千二百八十万九千円は福生市の負担分
下水道事業会計より負担するものでございまして、本来ならば羽村
町及び瑞穂町負担分も入ってくるわけでございしますが、今回の急遽繰り
上げ事業の関連から両町との協議によりまして二町負担分が前年
と同様に、五十六年度におきまして過年度収入として受け入れる措置を
いたした次第でございします。

次に、国庫支出金中の国庫補助金でございしますが、三億七千三百三十
六万円の追加補正でございしますが、これは先ほどの御説明してあります西
住宅地区周辺排水路整備事業に要する基準額の八割相当額で
ありまして、防衛施設庁からの補助金でございします。

以上、歳入におきまして、既決予算九十四億七千八百七十四万五千円に六
億九千八百七十九万六千円を追加いたしましたして、百一億七千七百四十五万一千
円と定めようとするものでございします。

次に、三ページをお開きいただきますと思います。

次に、歳出について御説明申し上げます。

議会費につましては一万六千円の追加補正並びに総務費の二十六万四
千円の追加分及び民生費の十万四千円の追加は、先ほど申しましたとおり
期末勤勉手当の一律分の補正と相なっております。

また、衛生費におきまして保健衛生費につましては同様期末勤勉
手当の一律分一万六千円の追加補正であります。

八万円の追加補正であります。このうち二万四千円は職員の期末勤勉
手当の一律分でありまして、残りの五万六千円は今回交付されました地
方交付税のうち西多摩衛生組合が含まれて交付されておりますので、
西多摩衛生組合に対する支出分と相なっております。

次に申し上げる労働費でございしますが、失業対策費へ二千円の追
加補正で、期末勤勉手当の一律分でございしますが、なお、この際、御説
明申し上げておきたいと思っております。ことに恐縮でございしますが、予算書
の一三ページをお開きいただきますと思います。ここで、労働費におきま
す失業対策費と労働諸費における財源充当の措置を行ってお